

『滋賀県既存建築物耐震改修促進計画』の中間点検の結果について

1. 計画の概要等

(1) 計画の根拠

- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条の規定に基づく計画
- ・同法は平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、既存建築物の耐震化を推進するため同年12月に施行された。
- ・法施行後も既存建築物の耐震化が進まなかったことから、平成18年1月施行の一部改正法において、都道府県は国が定める基本方針や数値目標に基づき『都道府県耐震改修促進計画』を定めるものとされた。

(2) 現計画(第2期計画)の概要

- ・「住宅」、「多数の者が利用する建築物」などについて耐震化率の目標を設定
- ・目標達成のための必要な施策(普及啓発や耐震診断・耐震改修に要する費用に対する支援等)を実施
- ・計画の期間は平成28年度から令和7年度までの10年間
- ・耐震化率の目標について5年目(令和2年度)に進捗状況の点検を実施

2. 中間点検の結果等

(1) 耐震化率の点検結果

	中間目標(令和2年度)			期末目標(令和7年度)			備考
	目標	見込み		目標	推計		
住宅	90.0%	87.5%	未達成	95.0%	89.9%	達成困難	
多数の者が利用する建築物	95.0%	93.1%	未達成	96.5%	95.8%	概ね達成	未集計市有
耐震診断義務付け対象建築物	—	79.9%	—	概ね全数	85.8%	避難路沿道達成困難	

(2) 今後の予定

- ・中間点検の結果は県ホームページで公表する。
- ・期末目標の達成が困難な項目について施策の強化を市町等と調整し決定する。

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の中間点検の結果について

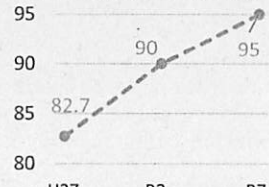
計画の概要

・阪神・淡路大震災、東日本大震災を教訓とし、大地震による人的被害を最小限に留めるため、耐震化率の向上を目標とする住宅・建築物の耐震化の促進に関する計画を策定

耐震化の目標設定

【1. 住宅】

耐震化率(%)【耐震化率の目標】



平成27年度
82.7%
総数 524,600戸
耐震性不十分 91,000戸

中間目標(令和2年度)
90.0%

目標(令和7年度)
95.0%

【3. 耐震診断義務付け対象建築物】

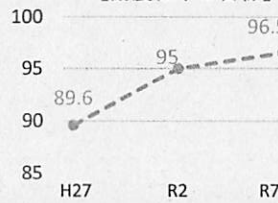
※耐震改修促進法の平成25年改正により耐震診断を義務化された建築物



※一部の建築物は令和2年度までにおおむね全棟耐震化が目標

【2. 多数の者が利用する建築物】

耐震化率(%)【耐震化率の目標】



平成27年度
89.6%
総数 6,154棟
耐震性不十分 637棟

中間目標(令和2年度)
95.0%

目標(令和7年度)
96.5%

基本的な取り組み方針

- ・「自らの命や財産は自ら守る」「地域防災対策を自らの問題としてとらえる」ことについて、県民の意識を深める。
- ・県、市町、その他団体が協働し、耐震化を行いやすい環境整備、負担軽減などの施策を講じる。
- ・住宅等、従前計画で定めていた重点的に耐震化すべき建築物に加え、法改正により診断義務化となった建築物の耐震化の強化を図る。

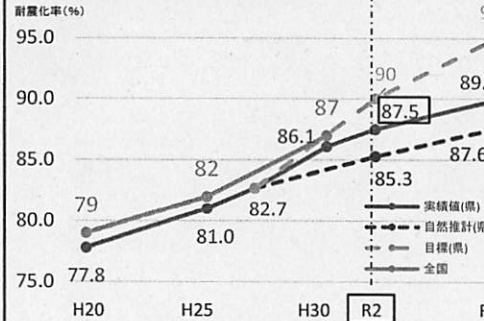
耐震化を進めるための施策

■ 既存住宅・建築物等の耐震化支援	H28~R1実績	R2予算(千円)
・木造住宅の無料耐震診断および無料補強案作成事業	耐震診断 776 件	6,093
・木造住宅の耐震改修にかかる費用の補助事業	65 件	6,270
・既存民間建築物の耐震診断にかかる費用の補助事業	1 件	自治振興交付金に含む
・災害時の避難所等とする協定を締結した要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修にかかる費用の補助事業	2 棟	0
・避難路沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修にかかる費用の補助事業	耐震診断 21 件 補強設計 1 件	6,370
・既存ブロック塀等耐震対策事業	H30・R1実績 164 件	4,550

■ 住宅・建築物の所有者や改修事業者に対する、耐震化に関する普及・啓発	H28~R1実績
・木造住宅耐震化啓発セミナーおよび個別相談会開催	30 回
・学校への出前授業、自治会行事・防災訓練等への出前講座	102 回
・啓発リーフレットの作成による普及啓発	毎年度実施
・耐震診断員や耐震改修設計・施工者の育成のための講習会	12 回

中間点検結果 住宅・多数の者が利用する建築物【中間目標あり】

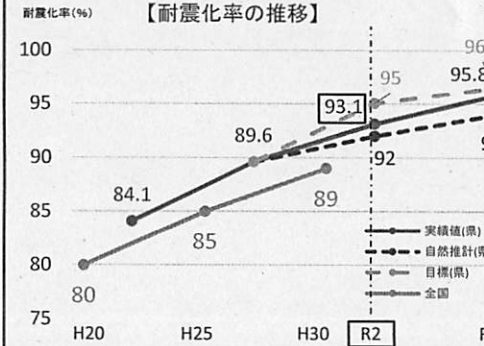
【1. 住宅】【耐震化率の推移】



点検結果 中間目標未達成の見込み
 ・出前講座等の普及啓発や補助事業により一定の施策効果がみられるが、中間目標は達成しなかった。
 ・耐震改修の費用負担の大きさ、古い家への投資に対する抵抗感が主な要因と考えられる。

今後の対応
 ・目標達成には5年間で40,800戸の耐震化等が必要。
 ・普及啓発を強化し、耐震改修の費用負担を軽減するための施策を拡大して目標達成を目指す。

【2. 多数の者が利用する建築物】

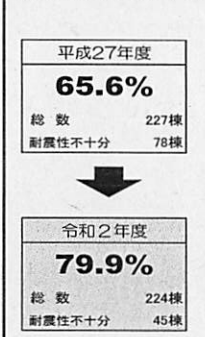


点検結果 中間目標未達成の見込み
 ・出前講座等の普及啓発や補助事業により一定の施策効果がみられるが、中間目標は達成しない見込み。(一部の所管行政庁が作業中のため暫定値)
 ・耐震化の必要性の認識が低いこと、資金計画が立たないことが主な要因と考えられる。

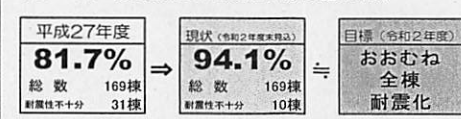
今後の対応
 ・従来の取組を継続した場合でも目標に近づくことが見込まれる。
 ・普及啓発を強化し、目標の確実な達成を目指す。

中間点検結果 耐震診断義務付け対象建築物【中間目標なし】

【3. 耐震診断義務付け対象建築物】

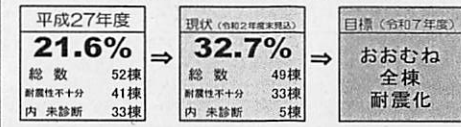


【3-1. 要緊急安全確認大規模建築物】



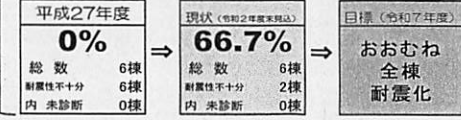
※法に定める、多数の者の利用する建築物等のうち、安全性を緊急に確認する必要がある大規模なもの
 ・補助事業等により概ね耐震化を達成
 ・残る建築物も大半が耐震化の見込みあり

【3-2. 要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)】



※地震により倒壊した場合に、県指定の緊急輸送道路の幅員の過半を閉塞するおそれのある建築物
 ・耐震診断は概ね完了しているが、耐震化は進んでいない
 ・今後は診断結果をふまえ、補助事業による耐震化への支援等を進める

【3-3. 要安全確認計画記載建築物(防災拠点施設等)】



※病院、官公署等公益上必要な建築物で、耐震化が必要として県計画に記載するもの
 ・対象建築物は市有のみで、一般利用施設や一部市庁舎は耐震化完了
 ・残る2棟は大津市役所